

大分県営北川発電所など5水力発電所の売電に係るプロポーザル実施要領

令和7年9月

1 趣 旨

この要領は、大分県営北川発電所など5箇所の水力発電所（以下「対象発電所」という。）で発電する電気の売電先を選定するための公募（以下「本公募」という。）に際し、必要な事項を定めたものである。（以下「本要領」という。）

売電先の選定にあたっては、対象発電所の電気及びその環境価値を有効活用することにより、地域の活性化や経済振興等（以下「地域貢献等」という。）につなげることに着目したプロポーザル方式の公募を実施する。

2 概 要

(1) 対象発電所

発電所名	所在地	最大出力
北川発電所	宮崎県延岡市北川町川内名	25,100 kW
桑原発電所	大分県佐伯市宇目大字南田原	2,800 kW
耶馬溪発電所	大分県中津市耶馬溪町大字大島	1,700 kW
芹川第一発電所	大分県由布市庄内町五ヶ瀬	11,000 kW
芹川第二発電所	大分県由布市庄内町竜原	10,400 kW
合 計		51,000 kW

詳細は、「大分県営北川発電所など5水力発電所の売電に係る仕様書」による。

(2) 契約及び売電の期間

ア 契約期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで

イ 売電期間 令和8年4月1日0時から令和10年3月31日24時

(3) 売電条件等に関する事項

「大分県営北川発電所など5水力発電所の売電に係る仕様書」による。

3 参加資格

本公募に参加する者（以下「参加者」という。）は、参加申し込み時点において、次の事項を全て満たすことを条件とする。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売電気事業者を含む。以下同じ。）の登録を受けている者であること。
- (2) 令和 6 年度の小売電気事業者としての電気の販売実績が 69,100,000 kWh 以上あること、又は、売電期間を通じて 69,100,000 kWh 以上の電灯電力等需要に対する供給計画（電気事業法第 29 条第 1 項の規定に基づき経済産業大臣に届け出た直近の供給計画における需要電力量のうち、プロポーザル参加者が提示するもの。）を有する者であること。
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第 34 条第 4 項に基づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に準じて、入札参加停止に該当しないと認められる者。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税、法人税及び大分県に納税義務を有する場合は県税に未納がない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

4 日程

- | | |
|-----------------|--|
| (1) プロポーザル公告 | 令和7年 9月26日(金) |
| (2) 質問の受付期限 | 令和7年10月10日(金) 午後4時まで |
| (3) 質問の回答期限 | 令和7年10月16日(木) まで |
| (4) 参加申込書等の提出期限 | 令和7年10月20日(月) 午後4時まで |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和7年10月24日(金) |
| (6) 企画提案書提出期間 | 令和7年10月27日(月) から
令和7年11月10日(月) 午後4時まで |
| (7) 企画提案審査開催通知 | 令和7年11月14日(金) まで |
| (8) プレゼンテーション | 令和7年11月 下旬 (予定) |
| (9) 企画提案審査結果通知 | 令和7年12月 上旬 (予定) |

5 質問及び回答

(1) 質問方法

本要領に関する質問がある場合は、質問書(様式3)を原則として電子メールにより下記の宛先に送信すること。

受付期限は、令和7年10月10日(金) 午後4時までとする。

(2) 回答方法

原則として電子メールにより、質問者に随時回答するとともに、大分県ホームページに掲載する。

(3) 送信先、問合せ先

ア メールアドレス：a70300@pref.oita.lg.jp

イ 電子メールの件名を「売電先選定公募①の質問」とすること

ウ 質問に関する問合せ先は、本要領6(4)と同じ

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの)

- エ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
- オ 納税証明書（3か月以内に発行されたもの）
- カ 財務諸表（直近の3会計年度分）又は財務諸表に相当すると認められるもの
- キ 小売電気事業者の登録を証する書類
- ク 令和6年度の電気の販売実績を証する書類
- ケ 会社パンフレット等
- コ 企画提案書（様式5-1～4）

（2）提出部数

7部（正1部、副6部）

（3）提出期間

上記ア～ケ 令和7年10月20日（月）午後4時まで
上記コ 令和7年10月27日（月）から令和7年11月10日（月）
午後4時まで

（4）提出先、問合せ先

〒870-8501
大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階
大分県企業局総務課 経営企画班
電話 097-534-1005（直通）

（5）提出方法

持参又は郵送により提出することとし、郵送の場合は書留とすること。

（6）留意事項

- ア 参加者1者につき1提案とする。
- イ 提出された書類は、原則として返却しない。
原則として差替は不可とするが、記述誤り等で審査に影響が無い部分については、大分県企業局が修正を認める場合がある。
- ウ 提出書類作成やプレゼンテーション等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- エ 提出期間は厳守すること。（郵送の場合は必着）
- オ 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を提出すること。

7 参加資格通知

参加資格の有無を令和7年10月24日（金）までに書面により通知する。
なお、参加資格を有すると通知を受けた者（以下「参加資格者」という。）には、次の書類を提示する。

- ア 単線結線図
- イ 直近3年間の時間別実績発電電力量
- ウ 令和6年度発電側課金支払額
- エ 容量確保契約金額（令和8年度、令和9年度） ※希望者に限る。

8 企画提案審査

（1）失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア この要領に定めた参加資格条件が備わっていない場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ウ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- エ 電力量料金の提案が大分県企業局の設定した最低単価（非公表）を下回る場合
- オ 企画提案書において、「環境価値の有効活用」「電力の地産地消」の提案がなかった場合
- カ その他不正な行為があった場合

（2）プレゼンテーション

提案の内容を確実に把握するためプレゼンテーションを実施する。

- ア 開催時期 令和7年11月下旬（予定）
- イ 開催場所 大分県庁舎新館5階51会議室（予定）
- ウ 時間 1参加者あたり30分程度（説明20分以内、質疑10分程度）
- エ 説明者数 1参加者あたり、説明者数は3名以内とする。
- オ 説明方法 原則、提出した提案書により行うこと。
ただし、パソコンやモニターの使用は、提案書と同じ内容に限り認める。
- カ その他 開催日時、開催場所等は別途参加資格者に通知する。

(3) 審査方法

- ア 大分県企業局が別途設置する審査委員会において審査する。
- イ 本要領8(1)の失格事項に関する審査を行う。
- ウ 別紙1に示す審査基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションについて評価を行う。
- エ 評価点数の合計が最も高い者を「契約候補者」とする。
- オ 同点の場合は、審査員の合議により決定するものとする。

(4) 審査結果通知

プレゼンテーションへの参加者全員に対して、書面により審査結果を通知する。

9 審査結果の公表

(1) 公表方法

契約候補者の決定後、大分県ホームページで審査結果を公表する。

(2) 公表内容

参加者数、契約候補者名、評価点（契約候補者のみ。）を公表する。

10 契約の締結等

(1) 契約書等

- ア 契約候補者の決定後、適宜、企画提案内容を約した協定を締結する。
- イ 電力受給契約は、別途提示する電力受給契約書（案）に基づき、大分県企業局と契約候補者が詳細について協議のうえ締結する。

(2) 契約保証金

- ア 契約候補者が、電力受給契約を締結する場合には、大分県契約事務規則第5条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付する必要がある。

契約保証金の納付金額は、合計予定売電電力量134,465,000kWhに提案書の買取単価（電力量料金単価）を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨て）の100分の10に相当する額以上の額とする。

イ 同規則第5条第3項に該当する場合には、契約保証金の納付が免除される。

11 その他

- (1) 提出書類は、審査作業等に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (2) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとするが、第三者から開示請求があった場合、書類は、大分県情報公開条例の規定により取り扱いを決定する。
- (3) 大分県企業局の都合により、この公募を変更、中止する場合がある。